

海外経済交流促進等特別委員会

(中間報告 令和2年3月24日本会議)

海外経済交流促進等特別委員会の令和元年度の調査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会は、アジア諸国等との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興、外国人材の受入等を促進するため、平成29年度から30年度に行った「海外経済交流の促進に関する提言」を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査することを目的として、昨年6月に設置されました。

今年度は、「アジア諸国等との海外経済交流の促進等に関する調査」をテーマとして、各定例会での調査のほか、オーストラリアでの海外現地調査を行いました。

調査における主な論議について申し上げます。

第2回定例会においては、執行部から今年度の主な海外経済交流関係事業の概要について説明を受け、調査テーマについて協議を行いました。

畜産物・水産物の輸出拡大に向けたターゲット戦略について質疑があり、「畜産物については、これまで取り組んできた香港やシンガポールなどの東南アジアをはじめ、米国やEU等に向け更なる輸出拡大を図ることとしている。また、昨年度、牛肉の輸出が開始されたオーストラリアやブラジルにおいては、鹿児島和牛などの認知度向上や販路拡大のため、県内輸出事業者と連携して、現地で開催される食品展示会や商談会に参加し、PR活動を行うこととしている」、「水産物の輸出については、現在、米国向けの養殖ブリが中心であることから、その市場規模を一層拡大するとともに、経済発展に伴い今後需要の増加が見込まれるアジア市場についても、輸出促進に向けた取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「外国人材の受入に係る取組も含め、本県における海外経済交流の対象が広がりつつあり、多面的な視点からの調査が大事である」、「地域もアジア諸国に留まることに限定するものではない」などの意見が出されました。

これらの論議を踏まえ、協議の結果、調査テーマを「アジア諸国等との海外経済交流の促進等に関する調査」として進めることに決定しました。

第3回定例会においては、「県産品の販路拡大」、「観光振興」及び「外国人材の受入」の観点から、本県の海外経済交流促進の取組状況等について、執行部から説明を受けるとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア大洋州課課長の小島英太郎氏を参考人招致して、アジア諸国等との経済交流の現状と今後の展望について説明を受けました。

参考人に対して、外国人技能実習制度の効果の実態について質疑があり、「外国人技能実習生は企業にとって貴重な戦力であり、製造業では、実習生を活用して現地に進出する事例があると聞く」「実際、ベトナムからの技能実習生を受け入れている企業では、今後、特定技能へ移行して更なる人材育成を図り、ベトナム進出の際には、その方々を中心に操業することを見据えているとの話も伺っており、そういった企業は結構あるのではないかと考える」との回答がありました。

また、執行部に対して、鹿児島和牛の更なる輸出拡大に向けた具体的な取組について質疑があり、「県食肉輸出促進協議会と連携し、現地での展示会等を通じて、地元バイヤーに鹿児島和牛を実際に見て試食してもらい、見た目や風味など品質の良さをPRしている」「また、ロースやヒレなどの高級部位だけでなく、カタやモモなどの多様な部位の販路拡大を図るため、専門家等を派遣し、調理方法の提案やカット方法の指導などに取り組んでいる」との答弁がありました。

11月には、オーストラリアでの現地調査を行い、現地の経済概況、日本の農林水産物・県産品の流通状況、訪日インバウンドの状況、オーストラリア和牛の生産状況など幅広く調査しました。

第4回定例会においては、オーストラリアの現地状況等の調査を行いました。

委員から、牛肉市場ニーズの把握及び他産地との差別化に向けた取組について質疑があり、「市場ニーズは、各食肉事業者が販売指定店等を通じて把握し、購買者層に合わせて売り方を工夫している」「昨年度オーストラリアに輸出した本県産の牛肉は約16トンで、日本産全体の約8割を占めており、鹿児島和牛の認知度は高いと認識している」「本県は、和牛日本一の称号のほか高品質の牛肉を安定供給できる強みがあるので、それらを積極的にPRするとともに、地理的表示（GI）保護制度による差別化を図りながら、販売指定店を増やすなどして、一層の輸出拡大に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、「観光客の誘客に向けた情報発信について」の質疑があり、「海外からの誘客については、直行便市場を中心に東アジアやASEANの国・地域をターゲットとして、個人向けにインフルエンサーによるブログやSNS等を活用した情報発信に取り組んでいる」「オーストラリアに向けては、九州観光推進機構や宮崎・大分両県と連携し、旅行会社やメディアなどを招請して、国立公園等でのトレッキングを活用した観光情報の発信を行ったところである」「今後とも、九州観光推進機構や九州各県とも連携しながら、まずは鹿児島や九州の認知度向上に向け、本県への誘客につなげられるような効果的な取組に努めてまいりたい」との答弁がありました。

今回、第1回定例会においては、執行部から令和2年度の主な海外経済交流関係事業の概要について説明を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う、各関係事業への影響などについて、現時点での状況の報告がありました。

以上のような、1年間の論議や調査を踏まえ、当委員会として、執行部への提言を行うことを決定いたしました。

以下、その内容につきまして申し上げます。

- 1 TPP11, 日EU・EPA, 日米貿易協定が発効されるなど我が国は新たな国際環境に入ってきている中、本県農林水産物の更なる輸出拡大を図り、競争力のあるものとしていくため、生産基盤の強化、加工施設等の整備、国際的な規格・認証の取得等の一層の促進に取り組むこと。
- 2 視察先での状況等を踏まえると、本県牛肉を新たな輸出先国で定着させていくためには、消費動向や嗜好等を適確に把握するとともに、牛肉の風味や肉質の良さを最高の状態で消費者まで届けることが重要である。このため、県食肉輸出促進協議会と連携した現地の情報収集、流通体制の把握、日本食レストラン等への調理方法の提案やカット技術の指導等を行うとともに、販売指定店の拡大を図ること。
- 3 海外への輸送スキームの一つとして構築されたSHIP&AIRを継続運用できるよう、沖縄県と連携し、活用促進を図ること。また、輸出品目に応じた輸出ルート開拓のため、情報収集を行うこと。
- 4 海外に本県の認知度向上を図るため、世界自然遺産の「屋久島」、世界自然遺産登録を目指す「奄美」、雄大な「桜島」、豊かな食、多様な温泉など、本県の多彩な魅力をSNS等を通じて情報発信するとともに、インフルエンサーを招請するなどの取組を行うこと。
- 5 個人旅行が増加する中、地域の特性を活かした着地型観光商品の更なる開発促進を行うこと。また、着地型観光商品について、旅行会社に取り扱いの提案を行うとともに、外国人の利用が見込まれるウェブサイトでの紹介やSNS等を用いて情報発信を行うこと。
- 6 欧米豪市場を新たなターゲットとし、今後鹿児島を旅行地として選んでもらえるよう、日本政府観光局等と連携して、鹿児島の多彩な魅力の発信や観光客のニーズ把握に努めること。また、九州各県と連携した広域的な誘客にも取り組むこと。
- 7 ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅について、屋内競技場をはじめとする日本最高水準の施設や、鹿屋体育大学との連携した科学的サポート体制などをSNS等を用いて情報発信し、海外からのスポーツ合宿の誘致に取り組むこと。
- 8 本県が外国人材から選ばれる地域となるため、日本で働きたいと考えている人材に対し

て、鹿児島における様々な仕事や、鹿児島での生活は都市部での生活に比べ暮らしやすい面があることなどを積極的に情報発信すること。

- 9 グローバル化が急速に進む中、中高生が海外で異なる文化を体験することは、国際交流の観点、多文化共生の観点からも有用であり、アウトバウンドの促進も図られることから、海外修学旅行や海外留学等の推進に向け、関係各課が連携を図り、学校関係者への情報発信に努めること。

提言の内容は、以上であります。

当委員会に付託されました調査案件に関し、今年度の調査テーマについては、今回の定例会で調査を終了いたしますが、アジア諸国等との経済交流については、今後も様々な観点からの調査が必要であり、引き続き、海外経済交流の促進等について、積極的な調査を進めていくことを申し上げ、以上で、海外経済交流促進等特別委員会の報告を終わります。